

2006年度  
関西学院大学ロースクール

一般入試（法学既修者）

商 法 問題  
民事訴訟法 問題  
刑事訴訟法 問題

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません

○解答はすべてマーク式解答用紙にマークしてください。

- ・マークはマーク枠の中を完全にぬりつぶしてください。
- ・一度記入したマークを訂正する場合、消しゴムで完全に消してからマークしなおしてください。

## 【商 法 問 題】

設問 1 商人・商行為に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア 商法はその適用範囲を明確にするため、商人概念と商行為概念を定めている。
- イ 商行為を行うことを業としない者でも、商法が商人とみなしている者を擬制商人という。
- ウ 付属的商行為とは、商人が、営業としてではなく、その営業のために行う行為のことである。
- エ 会社は生まれながらの商人であり、設立された時から商人資格を有する。
- オ 会社はその営業として行う行為は、絶対的商行為または営業的商行為である。

Ⓐ : ア      Ⓑ : イ      Ⓒ : ウ      Ⓓ : エ      Ⓔ : オ

設問 2 株主の議決権行使に関する次の記述のうち、誤ったものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア 議決権は代理人によっても行使することができる。定款によっても議決権の代理行使を禁止することはできない。
- イ わが商法は、定款で定めた場合に限って、株主がその有する議決権を統一しないで行使することを認めている。
- ウ 会社は、株主が2人以上の代理人を総会に出席させることを拒むことができる。
- エ 株主は、株主総会の決議さえあれば、書面でもって議決権を行使することができる。
- オ 議決権を有する株主の数が1,000人以上の会社では、株主は書面により議決権を行使することができる。

Ⓐ : アとイ      Ⓑ : イとウ      Ⓒ : アとオ      Ⓓ : イとエ      Ⓔ : ウとオ

設問 3 総会決議に関する次の記述のうち、正しいものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア 株主総会の招集手続または決議の方法が法令定款に違反し、または著しく不公正なときは、総会決議の取消事由となる。
- イ 株主総会の決議取消は、訴えによる以外には主張できない。
- ウ 株主総会の決議取消の訴えの提訴権者は、株主と取締役と監査役である。委員会等設置会社の執行役は、提訴権者ではない。
- エ 株主総会決議取消の訴えは、決議の日から1年以内に限り提起することができる。
- オ 株主総会決議取消の訴えに関する判決の効力は、当事者以外の第三者にも及ぶ。

Ⓐ : アとイ      Ⓑ : アとオ      Ⓒ : イとウ      Ⓓ : ウとエ      Ⓔ : エとオ

設問 4 株式会社の取締役に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア 取締役は株主総会により選任される。その選任は総会の専属的決議事項である。
- イ 取締役の選任は、1人ずつ個別に決議するのが原則であるが、2人以上の取締役を同一の総会で選任する場合には、定款で排除されていない限り、累積投票によってもよい。
- ウ 取締役は取締役会の構成員の一員にすぎず、業務執行権を有していないが、取締役会決議により業務執行権を付与された取締役は業務執行取締役として会社の業務執行を分担することができる。
- エ わが国では、委員会等設置会社を除き、会社の使用人が取締役を兼ねることが、一般に認められている。
- オ 未成年者が取締役になることはできない。

Ⓐ : ア      Ⓑ : イ      Ⓒ : ウ      Ⓓ : エ      Ⓔ : オ

設問 5 株主の株式買取請求権に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア 会社が営業全部の譲渡をすることに反対の株主は、株式買取請求権を行使できる。
- イ 会社が他の会社の営業全部を譲り受けるときには、いわゆる簡易な営業譲受として譲受会社の株主総会の承認が必要ないときでも、それに反対の譲受会社の株主は買取請求権を行使できる。
- ウ いわゆる株式譲渡制限を設ける定款変更決議に反対の株主は、買取請求権を行使できる。
- エ いわゆる吸収合併において被吸収会社の株主は、合併に反対であれば買取請求権を行使できるが、いわゆる新設合併においてはそれに反対であっても株主は買取請求権を行使できない。
- オ いわゆる簡易新設分割では、分割する会社の株主は、分割に反対であっても買取請求権を行使できない。

Ⓐ : ア      Ⓑ : イ      Ⓒ : ウ      Ⓓ : エ      Ⓔ : オ

設問 6 株式会社における資本の減少に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア 実質上の減資は、事業の閉鎖・縮小等により不要となった会社財産を株主に払い戻すために行われる。
- イ 形式上の減資は、株主に何も戻さず資本金だけを減らすもので、事業不振で会社が多額の損失を被ったり、赤字が累積した場合などに実施される。
- ウ 減資を行うには、株主総会の特別決議を必要とする
- エ 実質上の減資は、会社債権者に与える影響が大きいことから一定の債権者保護手続が必要であるが、形式上の減資ではその手続は必要でない。
- オ 形式上の減資では、株式の併合または消却が用いられることが多い。

Ⓐ : ア      Ⓑ : イ      Ⓒ : ウ      Ⓓ : エ      Ⓔ : オ

設問7 企業再編に係わる次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア 株式交換・株式移転は完全親子会社関係を作り出すことを目的とするが、どちらにおいても、完全親会社となる会社は、完全子会社となる会社の発行済株式をすべて取得することになる。
- イ A会社を完全親会社、B会社を完全子会社とするには、A会社がB会社を設立する過程で、A会社の営業の全部または一部を現物出資することでも可能である。
- ウ 新設分割は、分割を行おうとする会社（分割会社）がその営業の全部または一部を新設される会社（設立会社）に承継させるものである。
- エ 吸収分割は、分割を行おうとする会社（分割会社）の営業の全部または一部を既存の会社（承継会社）が承継するものである。
- オ 吸収合併では、A会社（被吸収会社）が解散し、A会社の財産・債務等がB会社（存続会社）に包括的に承継されることになるが、A会社は別途清算手続を経ることとなる。

Ⓐ : ア      Ⓑ : イ      Ⓒ : ウ      Ⓓ : エ      Ⓔ : オ

設問8 設立に関する次の記述のうち、誤っているものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア わが国では、会社の設立には準則主義がとられている。
- イ 株式会社にあっては、授權資本制度が採用され、資本確定の原則は放棄されている。
- ウ 会社の設立には定款の作成が必要であるが、さらに作成した定款には必ず公証人の認証を受けなければならない。
- エ 商法は定款に発起人として署名した者のみを発起人としており、実際に会社の設立に参画したか否かを問題にしていない。
- オ 発起人の資格には別段の制限は無いが、法人は発起人になることができない。

Ⓐ : アとイ      Ⓑ : イとウ      Ⓒ : イとオ      Ⓓ : ウとエ      Ⓔ : ウとオ

設問 9 会計監査人に関する次の記述のうち、誤ったものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア 会計監査人の選任は、株主総会で行われるが、取締役による選任議案の提出には、監査役会の同意を必要とする。
- イ 会計監査人は、公認会計士または監査法人であって、法定の欠格事由のない者でなければならない。
- ウ 会計監査人の解任には、株主総会の特別決議を必要とするが、職務上の義務に違反した場合など法定事由のあるときは、監査役会の決議で解任することもできる。
- エ 会計監査人は会計監査以外の業務監査に当たる者ではないので、取締役の違法行為を発見した場合にも、監査役会に対してこれを報告する義務を負わない。
- オ 会計監査人は、会計監査に関する事項をその監査報告書に記載して、自己の監査意見を表明しなければならない。

Ⓐ : アとイ      Ⓑ : アとウ      Ⓒ : ウとエ      Ⓓ : ウとオ      Ⓔ : エとオ

設問 10 仲立と問屋に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア 仲立人は、媒介した商行為の当事者となることはできないが、当事者を代理する権限を有している。
- イ 仲立契約は、準委任と解されるので、仲立人は委託者に対し、受任者としての善管注意義務を負っている。
- ウ 取次は、自己の名をもって、かつ、他人の計算において法律行為をすることを引き受けることである。
- エ 問屋とは、物品の販売または買い入れの取次を営業とする者である。
- オ 問屋は委託者のために物品の売買をなすが、自己の名をもってなすのであるから、問屋が売主または買主として、第三者に対し権利を有し、義務を負うのは当然である。

Ⓐ : ア      Ⓑ : イ      Ⓒ : ウ      Ⓓ : エ      Ⓔ : オ

--- このページは空白です ---

## 【民事訴訟法 問題】

設問1 管轄について誤っているものを2つ選びなさい。

- ア 裁判籍は、一つの事件について常に一つというわけではなく、複数の裁判籍が認められることもあり、この場合には、土地管轄も競合して発生する。
- イ 当事者が、事物管轄を誤って、本来ならば簡易裁判所の専属管轄に属する訴えを地方裁判所に提起した場合でも、地方裁判所は、相当と認めるときは自ら裁判することができる。
- ウ 第一審裁判所は、訴えがその管轄に属する場合であっても、それが専属管轄に属するものでなければ、訴訟の著しい遅滞を避けるために、管轄権をもたない他の裁判所にその訴えを移送することができる。
- エ 管轄権の存在は、訴訟要件の一つであるから、裁判所は、その存在について疑いがあるときは、職権でその有無を調査しなければならない。
- オ 管轄の合意は、事物管轄を対象とすることができる。

Ⓐ : アとイ      Ⓑ : イとウ      Ⓒ : ウとエ      Ⓓ : エとオ      Ⓔ : アとウ

設問2 裁判官の除斥・忌避・回避について誤っているものを1つ選びなさい。

- ア 除斥原因のある裁判官が行った訴訟行為は、除斥決定が確定することによって無効となる。
- イ 裁判官が不服を申し立てられた前審の裁判に関与した場合には、その裁判官は職務の執行から除斥される。
- ウ 当事者は、裁判官に忌避の原因のあることを知りながらこの裁判官の面前で弁論をしたときは忌避の申立てをすることはできない。
- エ 除斥又は忌避の申立てがあれば、その裁判が確定するまで訴訟手続を停止しなければならないが、急速を要する行為については例外として許される。
- オ 裁判官が回避をするには、司法行政上の監督権のある裁判所の許可を得なければならない。

Ⓐ : ア      Ⓑ : イ      Ⓒ : ウ      Ⓓ : エ      Ⓔ : オ



設問3 訴えの利益について誤っているものを1つ選びなさい。

- ア 通説によれば、過去の権利又は法律関係の確認であっても、それを確定することが現存する紛争の直接かつ抜本的な解決のために適切かつ必要と認められる場合には、確認の利益が認められる。
- イ 通説によれば、自分の権利の積極的確認請求ができるときは、原則として自分の権利の積極的確認を求めるべきであり、相手方の権利の消極的確認を求めるべきではない。
- ウ 通説によれば、給付の訴えが許容される場合であっても、その給付請求権の存在確認の訴えには原則として確認の利益が認められる。
- エ 第三者の訴訟担当のうち、本来の権利関係の主体の授権に基づいて第三者に当事者適格が認められる場合を任意的訴訟担当という。
- オ 通説によれば、当事者適格は訴訟要件の一つであり、当事者に当事者適格が欠けている場合には訴えは却下される。

Ⓐ : ア      Ⓑ : イ      Ⓒ : ウ      Ⓓ : エ      Ⓔ : オ

設問4 訴訟手続の停止について正しいものはいくつあるか。

- ア 通常共同訴訟において一人について中断事由が生じた場合には、全員について訴訟の進行が停止される。
- イ 選定当事者のうちの一部の者が死亡した場合には、訴訟手続は中断する。
- ウ 中断事由が発生した場合には、中断事由が生じた当事者側に訴訟代理人がいる場合であっても常に訴訟手続は中断する。
- エ 保佐人が死亡した場合であっても、被保佐人が応訴をしている場合には訴訟手続は中断しない。
- オ 天災により裁判所の職務執行が不能となった場合には、天災の発生により手続が当然に停止するのであり、そのための裁判所の決定は必要ではない。

Ⓐ : 1つ      Ⓑ : 2つ      Ⓒ : 3つ      Ⓓ : 4つ      Ⓔ : 5つ

設問5 裁判資料の収集について誤っているものを1つ選びなさい。

- ア 職権探知主義は、身分関係を対象とする人事訴訟手続において認められている。
- イ 財産関係を対象とする通常の民事訴訟においては、裁判所は当事者間に争いのない事実そのまま裁判の資料として採用しなければならない。
- ウ 証拠の信用性に影響を与える事実を補助事実という。
- エ 釈明権とは、事件の内容をなす事実関係や法律関係を明らかにするために釈明を行う当事者の権能のことをいう。
- オ 職権調査事項とは、当事者から別段異議や申立てによって指摘しなくても、裁判所が常に進んでその事項を取り上げ、事柄に応じた処置をとらなければならないとされる事項をいう。

Ⓐ : ア      Ⓑ : イ      Ⓒ : ウ      Ⓓ : エ      Ⓔ : オ

設問6 文書提出命令について正しいものはいくつあるか。

- ア 文書提出義務の存否を審理する際に、イン・カメラ審理の対象となる文書には制限がない。
- イ 裁判所は、文書のうち取り調べる必要がない部分又は文書提出義務を認めることができない部分については、この部分を除いた一部提出を命じることができる。
- ウ 文書提出命令の申立ては、口頭弁論期日又は弁論準備期日において行わねばならず、期日前に行うことはできない。
- エ 文書提出命令の申立てにおいて、文書の表示又は文書の趣旨を明らかにすることが著しく困難な場合には、文書の所持者が当該文書を識別できる事項を明らかにすればよい。
- オ 当事者が文書提出命令に従わないときは、裁判所は当該文書の記載に関する相手方の主張を真実であると擬制することができる。

Ⓐ : 1つ      Ⓑ : 2つ      Ⓒ : 3つ      Ⓓ : 4つ      Ⓔ : 5つ

設問7 (客観的) 証明責任に関する以下の記述のうち、通説に照らして誤っているものを1つ選びなさい。

- ア 証明責任の所在は、訴訟の最初から抽象的に定まっているのであり、訴訟の経過によって原告にあった証明責任が途中で被告に移るということはない。
- イ 証明責任は、審理の最終段階（口頭弁論終結時）になってもなお事実の真偽がいずれとも確信を抱けないときに初めて働く。
- ウ 証明責任を負う当事者の提出する証拠又はこの者の立証活動を本証といい、相手方のそれを反証という。
- エ 証明責任は、職権探知主義を採用する訴訟手続において機能することはない。
- オ 証明責任は、主要事実について定められるものであり、間接事実について証明責任を考える余地はない。

Ⓐ : ア      Ⓑ : イ      Ⓒ : ウ      Ⓓ : エ      Ⓔ : オ

設問8 既判力について正しいものを1つ選びなさい。

- ア 既判力の作用が及んでいるかどうかは当事者の援用を必要とする抗弁事項である。
- イ 前訴判決の既判力と矛盾した判決が確定した場合には、前訴判決が再審により取り消される。
- ウ 前訴判決の既判力が前訴の勝訴当事者に不利益に作用する場合には、この者はその既判力に拘束されることはない。
- エ 通説によれば、訴訟判決には既判力は認められない。
- オ 通説によれば、非訟事件の裁判には原則として既判力は認められない。

Ⓐ : ア      Ⓑ : イ      Ⓒ : ウ      Ⓓ : エ      Ⓔ : オ

設問 9 反訴について誤っているものを1つ選びなさい。

- ア 反訴は、本訴が法律審である上告審に係属しているときには許されない。
- イ 反訴提起後に本訴が取り下げられれば、被告は原告の同意なしに反訴を取り下げることができる。
- ウ 反訴の提起により、訴訟手続を著しく遅滞させる場合には、反訴を提起することができない。
- エ 地方裁判所において反訴を提起する場合には、本訴とは異なり、書面を提出する必要はない。
- オ 反訴が適法であれば、反訴は本訴と併合して審理される。

Ⓐ : ア      Ⓑ : イ      Ⓒ : ウ      Ⓓ : エ      Ⓔ : オ

設問 10 控訴について誤っているものを2つ選びなさい。

- ア 第一審で、被告は請求棄却の申立てをしたが訴えが却下された場合に、この判決に対して被告は控訴の利益をもつ。
- イ 第一審で、被告は予備的相殺の抗弁が認められて請求棄却判決を得たが、この判決に対して被告は控訴の利益をもつ。
- ウ 第一審で、原告は全部勝訴の判決を得て、被告が控訴した場合に、通説・判例によれば、原告は附帯控訴の方式により、その請求を拡張することができる。
- エ 第一審で、原告は敗訴の判決を受けたことから控訴したが、控訴審の終局判決までは、被控訴人の同意がある限りで、その控訴を取り下げることができる。
- オ 控訴審の口頭弁論期日に両当事者が欠席した場合において、1ヶ月以内に期日指定の申立てをしないときは、訴えの取下げが擬制される。

Ⓐ : アとイ      Ⓑ : イとウ      Ⓒ : ウとエ      Ⓓ : エとオ      Ⓔ : アとウ

--- このページは空白です ---

## 【刑事訴訟法 問題】

設問 1 弁護人依頼権と弁護人制度に関する刑事訴訟法の説明として誤っているものを1つ選びなさい。

- ア 通常逮捕でも現行犯逮捕でも緊急逮捕でも、被疑者に弁護人がいない場合は、逮捕後の弁解録取に際して被疑者に対して弁護人を選任することができる旨を告知する。
- イ 起訴前の段階では、私選弁護人の選任権を有するのは被疑者本人だけである。
- ウ 平成16年の刑事訴訟法改正で、一定の事件について被疑者は国選弁護人の選任を請求することができるようになったが、選任の請求ができるのは勾留段階からである。
- エ 必要的弁護事件では、弁護人が出廷していなければ開廷することができないから、被告人に弁護人がいない場合には、裁判所が職権で国選弁護人を付する。
- オ 弁護人は、被疑者・被告人との関係で、包括的代理権を有している。

Ⓐ : ア      Ⓑ : イ      Ⓒ : ウ      Ⓓ : エ      Ⓔ : オ

設問 2 逮捕・勾留に関する以下の説明のうち誤っているものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア 事件単位説によれば、A被疑事実で勾留中の被疑者を、それとは別個のB被疑事実でさらに逮捕・勾留することは許されない。
- イ 事件単位説によれば、A被疑事実で逮捕中の被疑者を、それとは別個のB被疑事実だけを理由にしてただちに勾留することも許される。
- ウ A被疑事実で逮捕・勾留された被疑者を、いったん釈放した後、再び同じA被疑事実で逮捕・勾留することは原則として許されない。
- エ 本件基準説によれば、別件逮捕を違法とする理由は、令状主義の潜脱、法定の身体拘束期間の潜脱、そして逮捕を自白獲得の手段と化すること等に求められる。

Ⓐ : アとイ      Ⓑ : イとウ      Ⓒ : ウとエ      Ⓓ : アとエ      Ⓔ : イとエ

設問3 勾留に関する刑事訴訟法の説明として正しくないものを1つ選びなさい。

- ア 起訴前勾留の場合は、逮捕された被疑者に対してしか勾留請求は許されない。
- イ 被告人の勾留は、勾留質問の経緯を経なければならないが、被告人が逃亡した場合は、この限りではない。
- ウ 被疑者勾留については、期間の延長は、内乱罪等の一定の重罪の場合を例外として、通常の犯罪では最大10日である。
- エ 被疑者勾留の場合、勾留の裁判に対する不服申立の手段は準抗告である。
- オ 被疑者勾留については、保釈も勾留の執行停止も認められていない。

Ⓐ : ア      Ⓑ : イ      Ⓒ : ウ      Ⓓ : エ      Ⓔ : オ

設問4 次の事例のうち違法な処分を1つ選びなさい。

- ア 窃盗の被疑事実で令状により逮捕するため被疑者宅に赴いたところ被疑者が不在だったので、家屋を令状なしに捜索して盗品と見られる宝石を差し押さえたが、被疑者が帰宅しなかったので逮捕できなかった事例。
- イ 令状による捜索・差押えに際して、無令状で解錠した事例。
- ウ 被疑者を令状により逮捕した際に、逮捕の現場で、その身体を無令状で捜索した事例。
- エ 単純賭博罪の被疑事実で被疑者宅の居間を令状により捜索した際に偶然に拳銃1丁を発見したので、立ち会っていた被疑者を拳銃不法所持で現行犯逮捕して、拳銃を令状なしに差し押さえた事例。
- オ 被疑者を令状により逮捕するために、被疑者が潜んでいる内妻宅に内妻の承諾なしに無令状で立ち入って被疑者を捜索した事例。

Ⓐ : ア      Ⓑ : イ      Ⓒ : ウ      Ⓓ : エ      Ⓔ : オ

設問 5 次の記述のうちから、強制採尿に関する最高裁判例の立場の説明として誤っているものを1つ選びなさい。

- ア 犯罪の捜査上真にやむ得ないと認められる場合には、最終的手段として、被疑者の抵抗を排除して、カテーテルを強制的に尿道に挿入して証拠物たる尿を採取することも許される。
- イ 強制採尿を行うには、その処分の性質からして、身体検査令状と鑑定処分許可状の2種類の令状を得て、行わなければならない。
- ウ 被疑者が錯乱状態にあって尿の任意提出ができない状況にあった場合でも、強制採尿をすることは許される。
- エ 身体を拘束されていない被疑者から尿を採取する場合、強制採尿令状に基づいて被疑者を採尿に適した場所に連行して尿を採取することも許される。
- オ 強制採尿は、その処分の性質からして、医師をして医学的に相当と認められる方法により行わせなければならない。

Ⓐ : ア      Ⓑ : イ      Ⓒ : ウ      Ⓓ : エ      Ⓔ : オ

設問 6 平成16年の刑事訴訟法改正で創設された公判前整理手続における証拠開示手続の説明として正しいものの個数を、選択肢の中から1つ選びなさい。

- ア 検察官は、証拠調べ請求をした証拠書類や証拠物については、被告人又は弁護人に対して速やかに閲覧する機会を（弁護人については謄写する機会も）与えなければならない。
- イ 検察官は、被告人又は弁護人から開示の請求があった場合、刑訴法所定の類型に該当する証拠で、特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために重要であると認められるものについて、相当と認めるときは速やかに証拠開示しなければならない。
- ウ 被告人又は弁護人は、証拠調べ請求した証拠書類や証拠物については、検察官に対して速やかに閲覧し、かつ謄写する機会を与えなければならない。
- エ 裁判所は、検察官が開示すべき証拠を開示していないと認めるときは、被告人又は弁護人の請求により、検察官に対して決定により開示を命令しなければならない、この決定に対しては即時抗告も許される。被告人又は弁護人が開示すべき証拠を開示していない場合も同様である。
- オ 裁判所は、証拠開示命令の請求に対して決定するに際して、必要があると認めるときは、検察官に対して、裁判所が指定する範囲で、保管証拠の標目を記載した一覧表の提示を命ずることができる。

Ⓐ : 1個      Ⓑ : 2個      Ⓒ : 3個      Ⓓ : 4個      Ⓔ : 5個



**設問 7** Xは傷害事件の被告人として起訴され審理中であり、Yは犯行状況を目撃した証人であると仮定せよ。以下の各証拠が実質証拠として証拠調べ請求されたときに、証拠能力が認められるものを1、認められないものを2とする場合、正しい答えの組み合わせを1つ選びなさい。  
なお、各供述録取書には供述者本人の署名があり、証拠としての必要不可欠性と特信性があるものとする。また、証拠とすることについて相手方の同意はないものとする。

**ア** Yが公判での証人尋問に際してXに不利な証言をしたので、Xの弁護士Aが公判前にYと面談して作成しておいた、公判証言とは全く反対の、Xに有利な内容のYの供述を録取した書面が証拠調べ請求された場合。

**イ** Yが死亡により公判で証言することができなくなったために、検察官BがYの死亡前に捜査段階でYを取り調べて作成しておいたYの供述録取書が証拠調べ請求された場合。

**ウ** Yが公判での証人尋問に際してXに有利な証言をしたので、司法警察職員Cが捜査段階でYを取り調べて作成しておいた、公判証言とは全く反対の、Xに不利な内容の供述を録取した書面が、証拠調べ請求された場合。

**エ** Yが公判での証人尋問に際してXに有利な証言をしたので、検察官Dが捜査段階でYを取り調べて作成しておいた、公判証言とは全く反対の、Xに不利な内容の供述を録取した書面が証拠調べ請求された場合。

**オ** 捜査段階で検察官の請求によりあらかじめ裁判官が尋問して作成されたYの証人尋問調書を、Yが死亡により公判で証言することができなくなったために、検察官が証拠調べ請求した場合。

Ⓐ : ア = 2、イ = 1、ウ = 2、エ = 1、オ = 2

Ⓑ : ア = 1、イ = 2、ウ = 1、エ = 2、オ = 2

Ⓒ : ア = 2、イ = 1、ウ = 2、エ = 1、オ = 1

Ⓓ : ア = 1、イ = 1、ウ = 1、エ = 2、オ = 1

Ⓔ : ア = 2、イ = 2、ウ = 1、エ = 1、オ = 2

**設問 8** 共同犯行を認める共犯者の供述（自白）について、補強証拠を要求する見解の論拠であるものの組み合わせを1つ選びなさい。

**ア** 本人の自白と共犯者の供述とでは、前者は安易に信用されがちだが、後者はむしろ警戒の目で見られる。

**イ** 共犯者XとYとで、他に補強証拠がないときに、否認したXは有罪、自白したYは無罪という結論にもなりうるが、それは不合理である。

**ウ** 本人の自白と共犯者の供述とでは、自白偏重の危険があるという点では、差異がない。

**エ** 共犯者の供述に対しては、反対尋問を行うことが可能である。

**オ** 共犯者は、共同審理を受けていようといまいと、被告人にとっては第三者である。

Ⓐ : アとイ

Ⓑ : イとウ

Ⓒ : ウとエ

Ⓓ : アとウ

Ⓔ : イとエ

設問 9 以下の事例について、最高裁判例の立場に立った場合に、明らかに訴因変更が認められないものを1つ選びなさい。

- ア 本年9月1日頃、静岡県伊豆温泉Aホテルにおいて紺色背広1着を窃取したとの窃盗の訴因を、本年9月2日頃、東京都内において紺色背広1着について盗品と知りながら処分のあつせんをしたとの盗品等に関する罪の訴因に変更する場合（両訴因における紺色背広は同一の背広である）。
- イ 公務員Xと共謀の上、Xの職務上の不正行為に対する謝礼の趣旨でYから100万円を賄賂として收受したとの加重収賄の訴因を、Yと共謀の上、これと同じ趣旨で、公務員Xに対して100万円を賄賂として供与したとの贈賄の訴因に変更する場合（賄賂の100万円は同一のものである）。
- ウ 本年8月1日、兵庫県N市内において家畜商Tから預かった（T所有の）肉牛2頭の売却代金を着服横領したとの業務上横領の訴因を、本年8月1日、兵庫県N市内において家畜商Tから肉牛2頭を窃取したとの窃盗の訴因に変更する場合（両訴因における肉牛は同一である）。
- エ 本年7月1日午後6時頃、神戸市内Cカフェ店内において甲をして自己の左腕部に覚せい剤を注射させたとの覚せい剤自己使用の罪の訴因を、本年7月1日午後7時頃、京都市内の被告人方において覚せい剤を自己の左腕部に注射したとの覚せい剤の自己使用の罪の訴因に変更する場合（両訴因における覚せい剤は被告人の尿中からその成分が検出された同一の覚せい剤である）。
- オ 本年1月1日頃、大阪市内で高級外車の窃盗犯人Dから依頼されてこれを運搬するトラック1台を貸したとの窃盗幫助の訴因を、本年1月2日頃、大阪市内で窃盗犯人Dから盗品であることを知りながら高級外車を有償で譲り受けたとの盗品等に関する罪の訴因に変更する場合（両訴因における高級外車は同一の車である）。

Ⓐ : ア      Ⓑ : イ      Ⓒ : ウ      Ⓓ : エ      Ⓔ : オ

設問 10 以下の場合、公訴の提起を受けた裁判所はいかなる裁判で処理すべきか。正しい答えの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア 検察官が現住建造物等放火罪の公訴事実で簡易裁判所に起訴した場合。
- イ 検察官が、17歳の被告人を強盗罪の公訴事実で、家庭裁判所を経由しないで地方裁判所に起訴した場合
- ウ 反則金納付の通告をしないで、検察官が駐車違反の公訴事実で簡易裁判所に起訴した場合。
- エ 犯罪行為の終了から25年が過ぎた時点で、検察官が、殺人罪（単独犯）の公訴事実で起訴した場合。
- オ A所有のパソコン（時価20万円）を被害物品とする窃盗罪で起訴された被告人甲が無罪判決を言い渡され、確定した後に、検察官が同じパソコンを被害物品とする同一日時、同一場所での詐欺罪の公訴事実で甲を起訴した場合。

Ⓐ : ア＝管轄違い、イ＝公訴棄却、ウ＝公訴棄却、エ＝免訴、オ＝免訴  
Ⓑ : ア＝管轄違い、イ＝管轄違い、ウ＝公訴棄却、エ＝免訴、オ＝公訴棄却  
Ⓒ : ア＝公訴棄却、イ＝管轄違い、ウ＝公訴棄却、エ＝免訴、オ＝免訴  
Ⓓ : ア＝公訴棄却、イ＝管轄違い、ウ＝管轄違い、エ＝公訴棄却、オ＝公訴棄却  
Ⓔ : ア＝免訴、イ＝免訴、ウ＝管轄違い、エ＝公訴棄却、オ＝無罪